

1 - 3 1 地域企業立地促進等補助事業（経済産業省）【B 1 1 0 3】

支援措置を設ける趣旨及び概要

企業のグローバル展開が進展し、国際的な企業立地競争が激化する中、地域がそれぞれの強みをいかし、魅力的な企業立地を促進することが地域における雇用創出や地域間格差是正、さらには我が国産業の競争力強化につながる。このため、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づき、複数の市町村又は単独の市町村と都道府県が、地域の関係者と組織する地域産業活性化協議会において基本計画を策定し、新たな企業立地等を主体的かつ計画的に取り組む地域の企業立地の促進や人材育成等の事業活動を支援する。

支援措置の内容

地域産業活性化法案に基づく以下の支援事業の採択において、認定地域再生計画に位置付けられたものについては、一定程度配慮を行います。

なお、地域再生計画に認定された場合においても、本支援事業の採択に当たってはその評価は厳正に行われ、必ずしも採択されることを確約するものではありません。

(1) 地域産業活性化協議会活動支援事業

複数の市町村又は単独の市町村と都道府県等が、地域の経済界等と連携して協議会を設置し、地域産業活性化法案に基づく基本計画を策定・運用するために必要な事務局経費、調査分析費用等の経費を補助する。

(2) 産業立地・人材養成等支援事業

基本計画を実施するため、地域産業活性化協議会が行う以下の事業を支援する。

企業誘致等の専門家を活用した情報発信や個別の誘致活動等

誘致等対象産業のニーズを踏まえた人材養成や人材確保するためのセミナーの開催等

(3) 立地産業人材育成支援事業

地域産業活性化法案の承認を受けた事業計画に沿って新規立地等を行った企業が、新規採用した社員等を研修する場合の研修費用等を補助する。

支援措置に係る必要な手続き

支援措置を受けるためには、地域企業立地促進等補助事業の交付要綱・公募要領に従って経済産業省に申請手続きを行う以前に、地域再生計画の認定を受ける必要があります。

「産業立地・人材養成等支援事業」及び「立地産業人材育成支援事業」の経済産業省への申請に当たっては、基本計画について、地域産業活性化法に基づく経済産業大臣の同意を受けていることが必要です。

なお、地域再生計画の認定申請を行うことができるのは、地方公共団体のみです。この支援措置の活用に当たり、本事業の実施主体（民間団体等）は、地方公共団体と十分に連携を図り、取組内容を地域再生計画に位置づけて下さい。

認定申請にあたって必要な書類

特になし。

地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画の認定申請に当たっては、「地域企業立地促進等補助事業」の活用方法を可能な限り具体的に記載して下さい。

なお、基本計画策定前に、（１）～（３）に係る地域再生計画の申請を行う場合、計画内容については、事業の進捗状況に応じた記載をしてください。また、申請時点で想定している「地域企業立地促進等補助事業」の活用方法について記載してください。

当該支援措置を活用できる時期について

原則として、それぞれの支援事業公募の直近に実施される申請受付において、地域再生計画認定を受けてください。また、地域企業立地促進等補助事業の公募要領を御参照下さい。（詳しくは経済産業省ホームページに５月頃から順次掲載予定。）

措置の区分：予算措置

支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・地域企業立地促進等補助事業交付要綱
- ・地域企業立地促進等補助事業公募要領

支援措置に係る現行規定の概要：なし